



伏見 よもやま

かわらばん

2025
No.182

3・4月号

編集発行人

税理士法人

伏見会計事務所

〒420-0804
静岡市葵区竜南3丁目10-18
TEL (054) 246-2433 (代)
FAX (054) 246-9389
E-mail: kaikai@t-fushimi.co.jp
URL: http://www.t-fushimi.co.jp/



年収の壁が103万円から123万円へ?

令和7年度税制改正の大綱が昨年末12月27日、政府与党において閣議決定されました。大綱によれば、「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに大学生年代の子等に係る新たな控除の創設を行う。」とあります。

パートの主婦や働く大学生の働き控え問題、給与所得者の手取りを増やす政策が改正事項に織り込まれました。今回は個人所得課税について主なもの取り上げてみます。

1. 基礎控除・給与所得控除の見直し

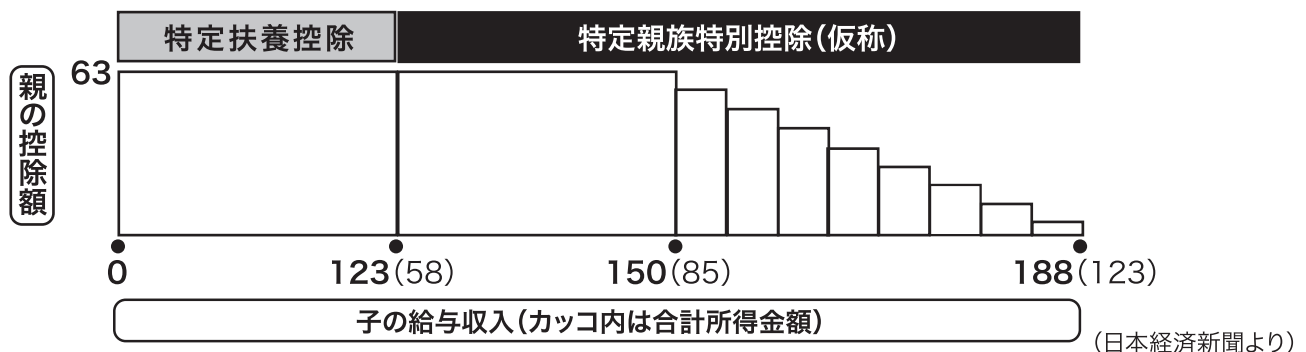
- ① 基礎控除額が48万から58万へ（合計所得金額2,350万以下）
- ② 給与所得控除の最低保障額が55万から65万へ

2. 特定親族特別控除(仮称)の創設

年齢19歳以上23歳未満の親族等の合計所得金額が85万（給与収入150万）以下であればその親等は特定扶養控除と同額の63万の所得控除があり、合計所得金額が85万を超えた場合でも親等が受けられる控除額が段階的に逡減して所得控除が受けられます。給与所得者については、令和7年分の年末調整において適用されます。

19～22歳の特定扶養控除の見直しのイメージ

(所得税の場合。2025年から。単位:万円)



給与所得者については、特定親族特別控除の規定は今年の年末調整において、又、基礎控除等の引上げによる給与所得者の源泉徴収税額表の改正は令和8年1月以後からとなる為、減税効果を実感するのはまだ先になりそうです。

※尚、上記の改正内容は今後の政局絡みで変更となる可能性もあります。

このコーナーでは税務に関する様々な情報を提供して参ります。記事の内容についてご質問等がございましたら、下記の電話番号、もしくは担当者までお問い合わせ下さい。リクエスト等もお待ちしております。

☎ 054-246-2433

行政書士法人 **葵事務所** です !!

いろいろな業務を扱っています。
まずはお気軽にご相談ください。



相続に関して

「遺贈寄付」という方法が注目されています

(いぞうきふ)

- 死後に残った財産から寄付するため、老後資金の心配がない
- 少額からでも寄付できる
- 相続税の課税対象から外れる

令和7年3月31日までのフリーウィルズキャンペーンのお知らせです

〈キャンペーンサイト〉 <https://freewills.izo.or.jp/>



遺言書の作成費10万円を助成してくれます。

遺贈寄付額10万円以上を記載した遺言書を作成することが要件となります



★ ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

葵事務所 / 行政書士：西村まで **054-247-6148**



伏見よもやまかわらばんは伏見会計事務所の
ホームページでも見ることができます!

ホームページでは詳しい
業務紹介やスタッフ紹介も
していますので、
是非ご覧ください!

第一グループ
伏見会計事務所

検索!

URL <http://www.t-fushimi.co.jp>



伏見会計事務所のInstagramページ更新中!!

伏見会計内での日々の出来事やお知らせを
Instagramでもご紹介できるよう
になりました。フォローして必要な情報を
活用してください。



DAIICHI GROUP_SIZUOKA



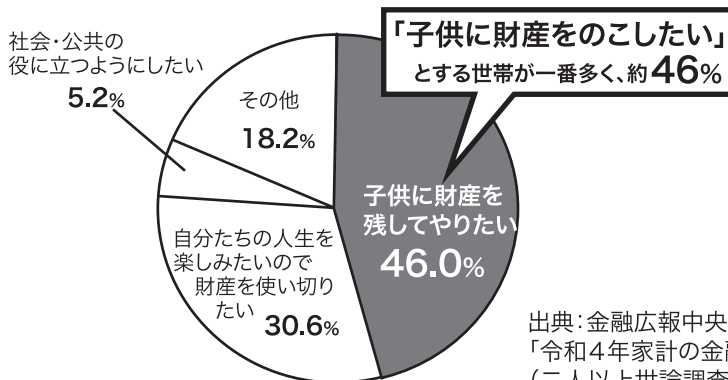
あなたの
資産承継
ニーズに
お答えします

90歳の方まで告知なしで お申込みいただけます。

※病院・診療所に入院中または入院を予定されている場合は、ご加入いただけません。

資産承継・相続準備についてお考えでしょうか？

ご自身の財産は将来どうしたい？



- 事業を引き継ぐ長男にのこしたい
- 世話をしてくれた長女にのこしたい
- かわいい孫にのこしたい

出典：金融広報中央委員会
「令和4年家計の金融行動に関する世論調査
(二人以上世論調査)」を大同生命にて編集



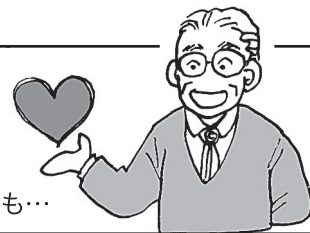
ライフギフトαなら

大切な想いを、大事な資産を、安心してのこすことができます。

大切な家族に自分の「想い」をのこしたい

保険金受取人を指定することで、生前に財産の承継者を明確にできます。(円滑な遺産分割)

遺言による財産分与の指定がない場合など、財産をめぐる「相続」が「争族」となることも…



➡ **ライフギフトα** は保険金受取人を指定し、資産をのこすことができます。(お金に「宛名」をつける)

家族がすぐに使えるお金を確保したい

遺産分割協議の終了を待たずに、当面の生活費や葬儀費用・相続税の納税資金など、相続時にすぐ使えるお金を準備できます。(流動性資金の確保)

遺産分割協議が終了するまで預貯金は一時凍結され、自由に引き出せなくなることも…



➡ **ライフギフトα** の死亡保険金は、原則、受取人固有の財産となるため、受取人はすみやかに現金を受け取れます。
※死亡保険金をお支払いするための確認などが必要な場合もあります。

※一時払いの商品です。詳しくは下記連絡先までお問い合わせ下さい。

(株)第一経営 / 小池まで 070-3286-7362 (直通電話)



希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を 直接送付するサービスが開始されます!【令和7年1月~】

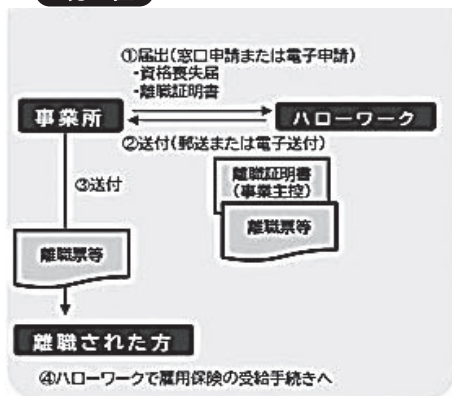
※正式名称:雇用保険被保険者離職票

◆離職票※とは

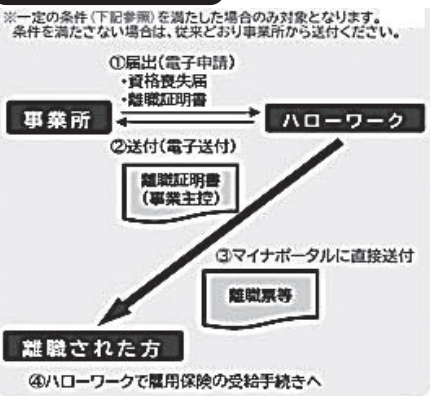
離職者が雇用保険の求職者給付(基本手当等)を受給するために必要となる書類です。
現在は事業所から離職者にお送りいただいておりますが、R7年1月20日から、希望する離職者
(下記のすべての条件を満たす)にはマイナポータルを通じてハローワークより直接送付されます。
離職票のほか、資格喪失確認通知書および雇用保険被保険者期間等証明票も、マイナポータルを通
じて送付されます。

「離職票」等が送付されるまでの流れ

現在



2025年1月20日~



雇用保険の離職手続きを電子申請で提出いただいた後、ハローワークによる審査が終了すると自動的に離職票等の書類が離職者のマイナポータルに送信されます。

◆このサービスの対象となる条件

以下の3つの要件をすべて満たすときに直接送付が可能となります

- ① 届け出たマイナンバーが雇用保険被保険者番号と適切に紐づいていること
- ② 離職者ご自身にマイナポータルの利用手続きを行っていただくこと (離職票申請の2週間程度前)
- ③ 事業主より電子申請で雇用保険の離職手続きを行っていただくこと

■ お問い合わせは……第一労務事務所 社会保険労務士 安竹・山口まで 054-246-4774
または (h-yamaguchi@t-fushimi.co.jp) までご相談ください。

■ 編集後記 ■

探し物をするときにハサミにお願いすると見つかるというお話を知っていますか?
「ハサミさん、ハサミさん、〇〇を探しています。どこにあるか教えてください」とお願いするのですが、私は今のところ99%は見つかってません。注意は見つかったら必ずハサミさんにお礼をする事。信じる気持ちがある方、良かったらお試しください。



「植物大好き」



「ギョリュウバイ(御柳梅)」
別名マヌカハニーの木 フトモモ科
ちょっと渋い名前のギョリュウバイ(御柳梅)はニュージーランドの先住民マオリの言葉で「マヌカ」。あの抗菌作用が強い蜂蜜で知らるマヌカハニーの木です。よくマヌカハニーのパッケージに描いてある花は白いものが多い気がしていましたが、ウチのギョリュウバイは八重の赤い花。比較的、寒さに強いようで今年の冬は梅の様な可愛い姿でベランダを彩ってくれました。